

（国土交通省不動産・建設経済局建設振興課・不動産業課）

項目名	被災代替建物等に係る印紙税の非課税措置の縮減・延長					
税目（条文番号）	印紙税					
見直しの内容	<p>（1）現行制度の概要 被災者が、東日本大震災により滅失等した建物（以下「滅失等建物」という）又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域（※1）内に所在していた建物（以下「対象区域内建物」という）に代わる建物（以下「代替建物」という）を取得等する場合、代替建物の敷地の用に供する土地を取得する場合及び滅失等建物又は対象区域内建物を譲渡する場合等において作成する「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負に関する契約書」のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日（※2）までの間に作成されるものについては、印紙税を課さない。</p> <p>（※1）旧警戒区域及び旧計画的避難区域（区域見直し後においては帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域） （※2）対象区域内建物に係るものについては、警戒区域設定指示等が解除された日以後3か月を経過する日と令和8年3月31日とのいずれか早い日まで。</p> <p>（2）要望の内容 本特例措置の対象となる滅失等建物の所在地を福島県内に見直した上で、適用期限（令和8年3月31日）を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。ただし、令和8年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="491 1115 1497 1285"> <tr> <td data-bbox="491 1115 890 1285">【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第49条</td> <td data-bbox="890 1115 1230 1285">平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</td> <td data-bbox="1230 1115 1497 1285">+0.02 百万円 (— 百万円) (— 百万円)</td> </tr> </table>			【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第49条	平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	+0.02 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第49条	平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	+0.02 百万円 (— 百万円) (— 百万円)				
廃止又は縮減の理由	<p>東日本大震災から14年あまりが経過し、被災者による住宅再建が進み本特例措置の適用実績も減少傾向である。</p> <p>一方、福島県については、現在も避難指示が続く地域や避難指示が解除されて間もない地域があり、また、発災当時福島県に居住していた住民の多くは長期にわたる避難生活を余儀なくされていることから、住宅再建を引き続き支援する必要がある。そのため、滅失等建物の所在地が福島県内のものに限り適用期限（令和8年3月31日）を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。ただし、令和8年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。</p>					